

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月及び同年12月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年11月の保険料が未納とされており、同年12月については国民年金に未加入とされていた。しかし、私は、申立期間を含む43年1月から45年12月までの保険料を、46年12月27日に一括して納付したはずである。

このため、昭和45年11月の国民年金保険料が未納とされ、同年12月については国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村（現在は、B市区町村）の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立てのとおり、申立人が、昭和43年1月から45年12月までの国民年金保険料について、特例納付及び過年度納付により46年12月27日に納付した旨の印が押されているものの、申立期間の2か月の納付記録については二重線で消されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年11月については、上記特例納付及び過年度納付等により申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を全て納付している申立人が、46年12月27日の時点で納付することができたこの1か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難く、しかも、仮に一旦納付されたのであれば、その後には還付等される理由は無いため、同年11月の保険料は納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年12月については、A市区町村の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は同年12月31日付けで被保険者資格を喪失していることが確認でき、国民年金

法第 11 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。」とされているとともに、同法第 87 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、申立人は、同年 12 月については被保険者期間ではなく、保険料を納付することはできない。

また、申立人が、昭和 45 年 12 月について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年7月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年7月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和50年8月に国民年金に任意加入して以降、56年8月に厚生年金保険に加入するまでの期間について、全て国民年金保険料を納付しており、申立期間については付加保険料を含めて納付していたはずである。

このため、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料（昭和50年8月から52年3月までの期間及び54年4月から56年3月までの期間については、付加保険料を含む。）を全て納付している。

また、申立人は、昭和50年8月から申立期間を含む56年7月までの期間について、国民年金に任意加入していることから、納付意識が高かったものと考えられ、その申立人が、申立期間の4か月の保険料のみを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和54年4月から申立期間直前の56年3月までの期間について、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることから、申立期間の保険料についても、付加保険料を含めて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。しかし、申立期間当時の保険料については、父親が納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、20 歳から 60 歳に至るまでの 40 年のうち、申立期間（12 か月）及び厚生年金保険加入期間（8 か月）を除く国民年金保険料を全て納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和 50 年 4 月 18 日に、20 歳から申立期間直前までの 27 か月の保険料を特例納付及び過年度納付により全て納付していることが確認できるとともに、納付日は不明であるが、申立期間直後の 6 か月の保険料を現年度納付していることが確認できることから、当該現年度納付の時点において現年度納付又は過年度納付が可能であった申立期間の保険料だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人の父親が申立人の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び姉の保険料は、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日に、資格喪失日に係る記録を41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月22日から同年12月1日まで
② 昭和41年5月30日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。私は、昭和40年の夏にB社（現在は、C社）に入社して以降、47年12月に退職するまで、同社及びその関連会社であるA社等に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B社並びにその関連会社であるA社及びD社に継続して勤務し（申立期間①については、B社からA社に異動し、申立期間②については、昭和41年6月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、人事記録等が保管されておらず不明であるが、昭和40年10月22日にE支店に異動したとする同僚が申立人も同様に異動したとしていること、複数の同僚がE支店に勤務すると所属会社はA社になるとしていることから判断すると、同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年12月及び41年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、いずれも3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年6月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月27日から同年7月1日まで
② 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和32年6月27日にA社の本社から同社B工場に異動しており、また、43年6月1日に同社C工場から同社E事業所に異動しているが、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和32年6月27日に同社本社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和32年7月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社C工場から同社E事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年4月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月25日から同年8月10日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。私は、当時、同社B工場から同社本社に異動となったが、継続して勤務していたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年7月25日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

私が、昭和53年7月から平成5年9月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社からの回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年2月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

私が、昭和51年5月から平成13年7月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社からの回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和55年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月漏れているとの連絡を受けた。

私が、昭和44年10月から平成7年6月までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社からの回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年5月1日、喪失日は同年8月31日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年8月31日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた記録が判明したが、被保険者資格喪失日が不明であるため年金に反映されていない旨の回答を受けた。私は、昭和20年8月末頃まで同社同工場に勤務していたと記憶していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者記録（昭和20年5月1日に資格取得、資格喪失日は未記載）が確認できる。

一方、C社から提出された「厚生年金台帳」の記録及び同社からの回答により、申立人は、A社B工場に昭和20年5月1日に入社したことが確認できることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、前述の被保険者名簿及び旧台帳からは、申立人に係る資格喪失日の記載が確認できないが、申立人は、自身のA社B工場における勤務期間を昭和20年8月末頃までであったと主張している上、被保険者名簿において同年5月1日に資格取得している者で、当該名簿及びオンライン記録において年内に資格喪失しているもの38人のうち、24人の資格喪失日が同年8月31日であることが確認できることから、申立人の資格喪失日についても、同日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 31 日に資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、20 円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

年金事務所からの連絡により、A社において支給された申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間の年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB健康保険組合から提出された適用台帳の記録及び同社からの回答から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、B健康保険組合から提出された標準賞与額決定通知書の記録から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について記録が無いことが判明した。私は、A社に、昭和24年8月以降継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年6月1日に同社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和41年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月14日は36万3,000円、20年7月31日は41万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月14日
② 平成20年7月31日

年金事務所からの連絡により、A社において支給された申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。

賞与明細書からも分かるとおり、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間の年金記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月14日は36万3,000円、20年7月31日は41万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったことを認めて訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年6月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料について、納付したことは確認できるものの、既に還付されているとの回答であった。しかし、私は還付を受けた覚えは無い。

このため、申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり昭和53年4月から同年6月までについては、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立人は同年4月1日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を喪失しており、この期間を保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、還付整理簿及びA市区町村の国民年金被保険者名簿には、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から51年9月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、父親が、私の国民年金の加入手続をA市区町村で行い、保険料を納付していたはずである。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人に係る国民年金の加入手続をA市区町村で行ったと主張しているが、申立期間前からB都道府県に住民票を異動していたとする申立人に係る国民年金の加入手続を同市区町村で行うことはできない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和55年12月23日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得しているが、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている任意加入者の初めて被保険者となった日が同年12月22日であることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年12月23日に初めて行われ、強制加入対象期間である申立期間についても、その際に遡って資格取得したものと考えられる上、この時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月11日から32年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（後のB社）に勤務していた期間のうち、昭和31年4月11日から32年4月1日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

私は、A社に、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が、申立期間のうち少なくとも昭和31年11月1日から32年3月25日までの期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の後継事業所であるB社は、平成15年11月*日に破産宣告を受けており、申立期間当時の代表理事は亡くなっているため、最後の代表理事であった者に照会したものの、申立期間当時のことは不明である旨の回答であった。

また、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた17人のうち、連絡先の判明した2人（うち1人は申立人が名前を挙げた者）に照会したものの、申立期間のうち、昭和31年4月11日から同年11月1日までの期間における申立人の勤務実態、及び申立期間の保険料控除について具体的な証言が得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 10 日から 48 年 10 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、申立期間について、A社B支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店における雇用保険の被保険者記録は確認できず、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社B支店は、昭和 46 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間の大半において、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により確認できる役員のうち、唯一、同社B支店において厚生年金保険の被保険者であった取締役は既に他界している上、申立期間中、同社同支店が適用事業所であった期間（昭和 45 年 12 月 10 日から 46 年 4 月 21 日まで）を通じて被保険者であった同僚 10 人のうち連絡先の判明した 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人から回答が得られたものの、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月頃から 38 年 11 月頃まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 4 月頃から 38 年 11 月頃までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

私は、当時、仕事中大けがをした際、労災保険で入院したと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の代表取締役は既に死亡しているため、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の代表取締役に照会したものの、申立期間当時の資料が残っておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答であった。

また、申立人は、A社には日雇で勤務していたとしているところ、申立期間当時の取締役の1人から、日雇労働者は厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人についても、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、申立人は、申立期間当時、労災保険で入院したと主張しているが、労災保険（労働者災害補償保険）と厚生年金保険とは別の保険制度である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 20 日から 8 年 3 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答を受けた。当時、B組合に年金を納めていた記憶があり、また、雇用保険被保険者証も所持しているのので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、平成 6 年 9 月 1 日から 8 年 2 月 14 日までの期間について、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人に照会したところ、回答のあった 3 人全員から、申立期間当時、A社は厚生年金保険に加入していなかったのので、自身で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた旨の証言が得られた。

さらに、A社は、平成 12 年 10 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は不明のため、申立期間当時の社会保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。